

市街化調整区域内の長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に関する取扱い

(適用)

第1 この取扱いは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請又は変更の認定の申請（以下「申請等」という。）に関し、当該申請等に係る住宅の位置が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域内である場合に適用する。

(事前の許可)

第2 申請等をしようとする者は、都市計画法第29条又は第43条に規定する許可（以下「開発許可等」という。）を受けるものとする。ただし、申請等に係る住宅の位置を所管する土木事務所（亀岡市内にあっては、亀岡市）と協議し、開発許可等が不要であると認められた場合は、この限りでない。

(申請等に係る図書への明示)

第3 申請等をしようとする者は、当該申請等に係る書類に、住宅の位置が市街化調整区域内であること及び第2に規定する許可又は協議の状況を明記するものとする。

附 則

この取扱いは、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。